

カナダのローゼン教授の会計理論〔II〕

山 谷 公 基

目 次

- I はじめに
- II 取替価値会計 (The Accounting Review, January 1967)
- III 受託管理会計と操作会計との間の矛盾について (Cost and Management, June 1967) (以上, 第33巻第1号)
- IV 現在価値会計と価格水準についての再表示 (The Canadian and Institute of Chartered Accountants, September 1971)
- V 会計: 意思決定的接近 (1986, Prentice Hall Inc)
- VI おわりに (以上, 本号)

IV 現在価値会計と価格水準についての再表示

Current Value Accounting and Price-Level Restatements, September 1971. The Canadian Institute of Chartered Accountants. これは著書である。本書はカナダ勅許会計士協会の会計委員会および会計監査委員会の後援によるものである。1章から6章にわたり, ページ数は142ページである。なお, 本稿中の括弧内のページ数は上の著書のものである。本著書は次のような目的で発表された。「この“現在価値会計と価格水準についての再表示”の研究目的は, 財務報告のための可能な測定基礎の興味を刺激するため, またその実践的適用についての考えを奨励するためである」(前文より)。また, 「両者の今までの研究は, 十分に理解しないで, その2つの

概念と目的について、同義のものとして、しばしば発表してきた。ここでは、この誤解をとくため、また相違の理解を進めるため、さらに2つの概念と目的、それに付随する技術的側面の研究のために、注意が向けられる」(前文より)。本書は財務報告のための各種の測定基礎を取りあげ、それらを明らかにすること、またそれらが実際に、適用された場合はどうかをのべている。あわせて、歴史的原価の価格水準再表示と現在価値会計に関しては、その概念上、目的について、また技術上混同されているところもあるので、それらも取りあげている。本稿では、上のことを踏えて、重要と思われる2つの観点にしぼって論述したい。それは、1. ローゼンによる会計方針の提案、2. 測定基礎、である。

1. ローゼンによる会計方針の提案

本節では、(1)カナダの企業家、政府の職員、会計士による会計に対する一般的考え方、(2)歴史的原価会計の問題点、(3)価格水準変動会計の問題点、(4)ローゼンによる会計方針の提案を見る。

(1) カナダの企業家、政府の職員、会計士による会計に対する一般的考え方 (PP.9—10参照)

以下は、インタビュー等によって得られた彼らの意見である。必要な場合はローゼンのコメントもその中に入っている。また、彼ら、つまり企業家、政府の職員、会計士はカナダの会計にくわしい人達であり、必ずしもカナダの全体的意見ではないともべられている。

① カナダの企業家、政府の職員また会計士の間に、単に1つの評価基礎(たとえば、歴史的原価)が外部報告には、必要であるという信念が行き渡っているように思える。→この観点は、早急に情報を伝達せねばならない時代において、また急激に変化する技術の時代においては、不充

分であると思える。(→以下はローゼンの見解である)。

- ② 彼らのある人は価格水準再修正を弁護する。現在価値会計は、より多くの情報があった方がよいという範ちゅうに入る。→しかし、このような合理性は正しくない。情報はそれを得るために費用がかかる。無駄金になる。
- ③ カナダにおける会計情報の多くの供給者は価格指数の各種のタイプと特徴について注意していないように見える。
- ④ 彼らのある人は、株式市場の評価が会計報告によって、大きく影響されているという疑わしい信念に取りつかれているように思える。→これらの人々によると、会社の減価償却費の変動は、株式市場価格に、直接に現れると考える。確かに、評価基礎の変動は、市場価格の上に影響をもっているかもしれないし、あるいはもっていないかもしれない。
- ⑤ 外部報告のための歴史的原価に加えて、さらに他の評価を利用する会社の数は、カナダでは大変少ない。
- ⑥ 評価価値についての大きな不信は、カナダでは、特に公的実務において、会計士の間で明白であるように思える。→評価価値は適当な役立ちをもっている。それらに正しい評価を与えることなしに、会計士によってすてられるべきでない。専門的評価人は、会計の諸目的のために必要なモデルを提供することができそうである。
- ⑦ カナダの企業社会において、大変少数の人達が歴史的原価の価格水準修正と取替原価あるいは再生産原価との間の影響における相違を知っているように思う。→これらの混乱は、この研究の主題が達成される時、反映されるにちがいない。

(2) 歴史的原価会計の問題点

次のような問題点をあげる (P. 2 参照)。簡単に要約する。①50%の限界

所得税率をもつ個人が7.75%の実行利息付国債を10,000ドル購入する。カナダにおけるインフレーションの率が年率4%であったならば、税引後の利益はいくらになるであろうか。→インフレーションの影響が考慮される時は投資上の利益はマイナス13ドルとなり、歴史的原価会計においては、プラス380ドルとなる。後者には、欠陥がある。⑥ある個人が1株5ドルの価格で、何年か前に、M会社の普通株を100株買った。M会社の現在の入札価格は1株18ドルであり、また売却時の利益は事後費用を差し引いた17ドルである。→歴史的原価の1株5ドルの使用は不適切である。1株17ドルの純販売価格の評価額を用いることが適切である。⑦会社が2本の立木をもっている。何年か前に、M'の木につき4ドルの償還相場(an amortization rate)をもつところのものをえた。また、同質の木で、M'の木につき12ドルの償還相場のもをえた。→償還相場4ドルのM'の木を切ったとすれば、M'の木の4ドルが取替原価基礎となる。経営管理の効率性の上からは、この価額がよい。⑧会社を取得あるいは合併しようと考えている。この場合、パーチェス法(取得方式)と持分プーリング法(合併方式)が、計算方法として、考えられる。→両者を歴史的原価会計概念の構造の中で、等しく解決しようとするには無理がある。しかし、現在価値会計のもとでは、両者の論争の大部分は、会計報告上の価値の多くが同じであるために消滅する。上述のことは歴史的会計の計算方法についての若干の批判あるいは弱点である。

また、ここで、歴史的会計に対する全般にわたる事柄について、一般的にいわれる反対者と賛成者の見解を見よう(P.4参照)。前者については、次のごとくである。⑨外部報告においては、歴史的原価が用いられるが、それは価値、所得について概算を示すにすぎない。⑩内部報告においては、それは資本、富あるいは価値の合理的徴候ではない。⑪歴史的原価は標準

原価計算、予算の計算とはかい離がある。後者については、次のごとくである。①歴史的な原価価値に対する代替案（取替原価等）は客観的測定ではない。②資本、富あるいは価値に対する客観性、いわゆる目的適合性をなぜあきらめるのか。③会計教育上、歴史的な原価はよく理解されている。

以上のように、歴史的な原価を考察した後、ローゼンは自問、自答している（P.5 参照）。④a) 会計は、単に所得を測定すべきシステムであるか。→それは情報を使用する人にあうようにすべきで、一律である必要はない。④b) 客観性は意味のあるものであるか。→客観性は情報提供者にとっては、無益な目標である。④c) 異なる価値が経済的評価のため必要である場合、なぜ一組の測定のみが提供されねばならないのか。→外部者のため、あるいは内部者のための測定基礎がそれぞれ考えられてよい。

ローゼンはこのように歴史的な原価会計の問題点をあげる。しかし、現時点では、この制度も、外部報告のために残されるべきであるとする（P.7 参照）。

(3) 価格水準変動会計の問題点

価格水準変動会計とは、資産、負債、また資本を一般物価指数あるいは消費者物価指数を用いて歴史的な原価を再修正することである。まず、資産、負債の価格水準修正を批判して次のようにのべる（PP. 70—71 参照）。

- ① 価格水準再修正資料は新しい情報であるとは考えられない。投資者は一般的インフレーションの影響を、正確に見積もることができる。
- ② 会社の幹部が会計に関することを決定するが、彼らは価格変動会計に興味を示さない。もし、このような状態で価格変動会計を行なうとすれば、監査人等は圧倒的仕事に直面するであろう。
- ③ 多くの会社は現在価値の性質に近い標準原価や他の概念をすでに用いている。もしも、これらが利用可能であるならば、たぶん改善するよい

機会に、現在立ち至っている。

さらに、次のようにも指摘している（PP. 50—51参照）。

- ① カナダにおいて、会計士と使用者は価格水準再修正報告には、ほとんど興味を示していない。
- ② 価格水準再修正は2つの特徴を持っている。(a)購買力損益が算定されること、(b)インフレーションあるいはデフレーションの影響が所得数字から除かれることである。しかしながら、これらの数値は経営管理の効率性、また経済的評価において、歴史的原価と同じく役に立たない。
- ③ ある国では、インフレーションが急激な場合、価格水準再修正と現在価値が近似であったという例がある。しかし、カナダにおいては、過去20年間このような経験がなく、現実的でない。
- ④ 価格水準再修正会計の方が現在価値会計よりもインフレーションの変動部分を除去するシステムとしてすぐれているという人がいるが、彼らがそれを十分に研究した結果とは思えない。
- ⑤ 価格水準再修正は株主の購買力の変動をよく説明する。

ローゼンはこのようなことから、資産、負債の評価について、主に取替原価を推奨する。つぎに、資本の評価、彼にあっては、株主資本の評価については、価格水準再修正を推める。これは上の⑤からも明らかである。すなわち、これについて、「良好なる経営管理のシステムは株主の購買力を最もよく保護する方策の一つとして提供することを手助けする。なぜならば、それは効果的な意思決定に役立つからである」(P. 67)とのべる。株主資本を価格水準再修正によって示すことで、それが株主の投下資本の維持に役立ち、また意思決定にも役立つとする。

(4) ローゼンによる会計方針の提案

以上のべたことを基にして、ローゼンは次のような8つの会計方針を提

案する (PP. 8 — 9 参照)。

- ① 歴史的原価は、少なくとも、現状では、外部報告の目的のために、残されるべきである。理由は、(a)それらは会社法あるいは所得税法に、深く取り込まれていること、(b)カナダの多くの経営者や会計士は各種の代替案にはなじんでいないからである。
- ② 再販売価格、取替原価あるいは情報の他の項目を従来の外部報告としての歴史的原価会計の中に組み入れることが出来るか否かの実践的研究をカナダの勅許会計士等を通じて行うべきである。これらは経営管理や株主にとってどのように役立つか、またそれらを記録する技術や報告技術も研究されるべきである。
- ③ 各種の現在価値が、経済的評価において必要であり、経営者のためにそれらの会計数字が報告には含まれるべきである。会社で得られる内部報告を外部報告にも、利用することが望まれる。
- ④ 歴史的原価を価格水準で再表示する会計は外部者や内部者に、特にインフレーションがはげしい場合に、役立つように思えるが、それは例外的である。カナダ勅許会計士協会の研究委員会は価格水準変動会計については、研究対象としない。
- ⑤ 個々の資産と負債を測定することに用いる評価基礎は持分、つまり株主資本を測定することに用いるそれと同じである必要はない。
- ⑥ 会計士がカナダの統計局によって準備された価格指数を用いることによって、それらの数字を再表示することを望むならば、統計局と会計専門家との間の直接的協同が必要である。
- ⑦ 会計士はそれらの数字の統計的特質を決定する仕事に対してより多くの時間と費用をささげねばならない。人々が使用する数字と会計上望まれる数字との間の相関関係がよければ、社会における使用もますます増

大する。

- ⑧ 種々の測定基礎の価値についてカナダの会計士を教育することの重要性をわすれてはならない。

彼はこのような提案をまとめた。この提案はC I C Aにより1982年に公表されたハンドブックでインフレ会計として結実した。

2. 測定基礎

本節では、(1)重要な語句の定義、(2)純資産の評価と資本維持を取りあげる。

(1) 重要な語句の定義

これは本書に出てくる語句の定義である。これらの語句は彼の論文すべてに出ているものである。評価基礎が取りあげられている (PP. 6 — 7 参照)。

① 歴史的原価

外部の人あるいは組織（会社等）との原始的取引を記録するために使用したドルの数字。

② 価格水準再修正

ドルの交換価値における変動を測定する価格指数による資産、負債と持分の歴史的原価の修正。また、一般価格水準再修正という語句が同じ測定基礎を暗示するために用いられる場合がある。

③ 再生産原価

所有しているもの、あるいは使用してきているものと同一の資産を生産するための現在ドルによる現在原価。新再生産原価 (reproduction cost-new) という場合には、減価償却費が差し引かれない再生産原価をいう。

④ 取替原価

現代の産業技術下で生産的能力のよいものと現在もっている資産の生産的能力を取替えるための現在ドルによる原価。新取替原価という語句は、未使用資産と取替える場合に用いられる。

⑤ 特殊価格指数再修正

ドルの交換価値における変動を測定することを意味するところのもの以外の価格指数による歴史的な原価を再表示することから結果する統計に関する一般的語句。

⑥ 再売価格あるいは再売価値

この数字は、現在会社の所有している資産を販売することによって得ることのできる純価額を表わす。また、他で引用している（純）市場価格、現在現金等価物、あるいは純実現可能価値は、少し粗っぽい、上と同じ意味に用いている。この総額は強制販売価格ではなくて、適当な期間、市場にその資産が置かれてきた後、得られうる純総額に関するものである。

⑦ 利益に関する現在価値（Present Value Benefits）

この額は、資産に起因する利益——販売価格——の割引現金収入価値（受取額マイナス営業費）である。一般的に、もしも資産が賃貸されなかったならば、また賃貸の終了時に、残余価値が判明しなかったならば、あるいは現金収入について基準日付（specific date）を用いる環境が同じでなかったならば、正確に利益を測定することは困難であろう。

⑧ 現在価値（Current Value）

これは再生産原価、取替原価、再売価格、現在価値（Present Value）等をいう。

(2) 純資産の評価と資本維持

純資産評価の測定は以下のようなものが考えられる（PP. 17—19参照）。

①原始的あるいは歴史的な原価。②価格水準再修正。③再生産原価（同一の

資産のための)。④同じ生産能力についての同等の能率の資産の取替原価。⑤強制販売状況における純実現可能価値→これは強制販売価格ともいわれる。破産状態における純実現可能価値をいう。⑥企業の正常方向における純実現可能価値→正規の市場過程で得られる純実現可能価値をいう。⑦資産によって生ずる現金収入の割引現在価値→いわゆるプレゼント・バリュー (Present Value) である。割引現在価値は、潜在的に製品の販売市場あるいは購買市場における価値をふくんでいる。たとえば、卸売業者によって保有されているミルクの割引現在価値は以下の2つのものをふくむ。⑧ミルクを買う小売業者から受け取った現金の割引額、あるいは⑨農家からミルクを必要以上に買わないことによって節約される現金の割引額。その2つの価値の相違は卸売業者に結果として生ずる利潤である。割引現在価値は棚卸資産、リース資産等に用いられる。

以上のような評価基準がのべられている。この中で、歴史的原価、価格水準再修正は適当でない。適当な評価基準は企業の正常な市場過程で把握される再販売価格、取替原価、割引現在価値であるとする (P. 33参照)。

資本は、所有主 (たとえば、普通株主また優先株主) によって拠出された全資本プラス贈与剰余金と利益剰余金をいう (PP. 13—14)。資本の評価については、以下のようなものが考えられる (PP. 14—16)。①原初的貨幣資産 (歴史的原価)。②ドルの交換価値における諸変動のために再修正する原初的貨幣投資 (価格水準修正) →この場合の所得は一般的インフレーション (あるいは、デフレーション) の結果を除いたものとなる。③消費者の財の購買力における諸変動のために再修正する原初的貨幣投資 (消費者価格指数再修正) →この概念は原初資本に用いる価格指数が消費者の商品に制限される。それは、消費者が買い入れるであろう商品、たとえば食物、着物等に換算して、資本を測定する。④一般的投資再修正 →一般的投資購

買力は、企業によって購入される資産、たとえば機械、建物、土地、商品等を指数に換算して、資本を測定する。⑤産業再修正→これは当該産業で保有されている財、つまり独自の機械の型等の購買力における原初的ドルの投資産業修正である。前の④よりも狭い範囲のものである。⑥営業資本→各々の資産は各々の資産のための特殊価格指数を用いることによって、あるいは正規の供給者からその現在の価格を得ることによって原初原価からその修正原価へ再修正される。

③④⑤⑥の問題点をあげている。③は最近の経済状況の変動を無視している。④と⑤は同じ性質のものである。消費者や一般投資者の成果を測定するのは、企業が利潤追求の媒体であることと矛盾する。⑥は同じ産業の会社間比較のために用いられる。しかし、この数字は望む情報とならない。また、④と⑤についての適当な統計数字が、現在カナダにはない。⑥については、異なる資産群を研究することによって、その個別指数が作られる。しかし、資産群、つまり資産の正常な構成を決定することは困難である。最後に、⑥の価格水準修正は所得から価格水準変動を除くことになるので、株主にとってはよいとする（この部分は P. 33参照）。

ローゼンは資産・負債の評価と資本の評価とは異ってよいと考える。その理由は①経営者を動機づけること、つまり彼らの行動に影響を与えることにおいて、②彼らの成果を測定することにおいて、③経営者あるいは株主による現金収支の予測において、④資源配分における能率性と有効性を確かめることにおいて、である（P. 13参照）。この理由の根源には、彼の会計観がある。「経営者と会社は純資産価値と資本維持のために同じ定義あるいは価値方法をしばしば用いる傾向にあるが、そのようなことは本質的でない。前にも述べたごとく、意思決定のための興味ある情報は、異なる概念が用いられる場合にあらわれる」（P. 17）。経営の意思決定のためには、

異なる価値概念が有用であるとのべている。そして、その有用性には、上の①～④等が考えられるとする。

このようなことを念頭に置いて、彼は資産評価と資本維持概念の各種の組み合わせを検討している (PP. 19—33参照)。彼はどのような組み合わせがよいかは読者の判断にまかせるとのべている (P. 19参照)。しかし、先にものべたごとく、彼自身の見解は、資産の評価は、主に取替原価で、資本の評価は価格水準修正で行なわれるべきであるとする (P. 33参照)。特に、

図 2 — 2

(p23より(i), (ii), (vi)のみを抜粋。山谷, 注)
特に興味ある各種の情報

	(i)	(ii)	(vi)
	NAV=HC	NAV=GPL	NAV=RLC
	CM=HC	CM=HC	CM=GPL
貸借対照表:			
現金	5,000	5,000	5,000
土地	10,000	12,000	11,500
棚卸資産	15,000	18,000	20,500
	<u>30,000</u>	<u>35,000</u>	<u>37,000</u>
資本:			
原初資本	30,000	30,000	30,000
増加	—	0	6,000
所得(損失)	—	5,000	1,000
	<u>30,000</u>	<u>35,000</u>	<u>37,000</u>
損益計算書:			
収益	—	—	—
費用	—	—	—
営業利益	0	0	0
利得と(損失):			
ドルの購買力	—	—	-1,000
土地	—	2,000	-500
棚卸資産	—	3,000	2,500
所得	<u>0</u>	<u>5,000</u>	<u>1,000</u>

興味のある各種情報

として6つの組み合

わせを取りあげ、そ

の中の2つを比較検

討している。それは

左の(ii)と(vi)である

(PP. 22—33参照)。

(i)6つの組み合わせ

は次の通りである。

(i)左ページ参照

(ii) //

(iii)NAV=GPL,

CM=GPL

(iv)NAV=RLC,

CM=HC

(v)NAV=RLC,

CM=RLC

(vi)左ページ参照

(ロ)コードは次の通りである。

NAVは純資産評価，CMは資本維持，HCは歴史的原価，GPLは価格水準再修正，RLCは取替原価。

(イ)図2-2の出発点は次のごとくである。

- ① 現金20,000ドル，土地10,000ドルで1年1月1日に営業を開始した企業は普通株と払込剰余金30,000ドルでうめあわせる。
- ② 1年1月2日に，棚卸資産の5,000部分が15,000ドルの原価で獲得された。
- ③ その年度中に起った他の取引はない。1年12月31日の取替原価の評価は以下のごとくである。土地11,500ドル，棚卸資産20,500ドル。
- ④ ドルの交換価値で変動を測定する価格指数は以下のごとくである。1年1月1日100，1年12月31日120。

さて，図2-2の説明は次の通りである。

(i)は，一般的にわが国でも用いられている方法である。歴史的原価に基づく方法である。

(ii)について

これは資産の評価については，価格水準再修正で，資本維持については，歴史的原価で評価する。資本維持額は30,000ドルであるので，価格水準再修正で増加した分5,000ドルは所得となる。土地，棚卸資産の歴史的原価と価格水準再修正額との差額分を全額所得，つまり利益にできるかいは問題がある。資産評価をドルの交換価値変動率で一律に再修正することは意味がない。

(vi)について

これは資産の評価については，取替原価で，資本維持については，価格水準再修正額で評価する。資本維持額は30,000ドル（歴史的原価分）プラス

6,000ドル（価格水準再修正変動分）で36,000ドルであり、所得は1,000ドルである。資本の増加分6,000ドルは価格水準再修正額マイナス歴史的原価で求められている。所得1,000ドルは取替原価マイナス価格水準再修正額で求められている。ローゼンは課税対象額として、所得額1,000ドルは適正であるという。また、資産の取替原価での表示は、各個人にとって有益な情報を提供するものであるという。

V 会計：意思決定的接近

Accounting : A Decision Approach, 1986. Prentice Hall Inc. これは著書である。1章から17章にわたり、ページ数は607ページである。なお、本稿中の括弧内のページ数は上のものである。本書は学生の会計教育のために書かれたものである。それは、ローゼンが従来からのべている会計理論を踏襲したものであり、彼独自の考え方が論述されている。すなわち、序文によると、「学生は、会計学の“基礎”が借方や貸方にあるのではなく、適応性と有用性にあるということを理解せねばならない」(P. xiii)。また、「観点と技術を混合する方向は会計学を専攻する学生に対して堅固な基礎を提供するであろう。その場合、会計学を専攻する学生は、会計学が、規則と公式見解から成っているということを信ずることの誘惑から遠ざけられるべきである」(p. xiv) と。これらは通説とは、異なる見解である。

さて、本書は1章から17章にわたっている。1章から4章は簿記と会計学の伝統的背景についてのべられている。5章は発生主義会計上の問題が取り扱われている。6、7また8章とそれらの付録は本書の核心部分であり、意思決定アプローチを構成している。6章は会計の諸目的について、7章は収益認識について、8章は財務会計の概念について、それぞれのべ

られている。9章から12章は各種の資産と負債上の問題を取り扱ひ、13章から16章は財務諸表に関する事項が、主に取り扱われ、17章は価格変動会計が取り扱われている(p.xiv参照)。そこで、本稿では、本書の核心部分である6、7、8章とローゼンの会計理論の根底にある価格水準変動会計思考、つまり17章をみてみようと思う。従って、本稿の目次は次のごとくになる。すなわち、それは1. 会計の諸目的、2. 収益認識、3. 財務会計の諸概念、4. 現在原価会計と一般価格水準についての再表示、である。

1. 会計の諸目的

ローゼンは目的をのべるにあたって次のようなことを指摘している。(1)われわれが会計の目標や目的を知ることなしに有益な財務諸表を説明したり、また準備したりすることは不可能である。(2)事実が明らかであるところの状況に加えて、法律によって強制されたり、あるいは制限される場合、諸目的はほとんど重要でない。(3)代替的会計の取り扱い方のどれが、会計について特殊な目的に、最も役立つかを考えねばならない。(4)異なる環境は異なる答えを要求する。会計の本質は、基本的に適合性にある。会計の諸目的は、そのような異なる環境に、それぞれ適合せねばならない(PP. 172—173参照)。

彼は財務会計の諸目的について、上記のことも考えに入れて次の事項をあげている (P. 176参照)。

- (1) 内部統制。(詐欺と誤りについてある類型の組織——企業等——を守るために手助けする会計政策と実践の選択)。
- (2) 特殊目的の報告。(これは各種の以下の財務報告をふくむ；すなわち、(A)G A A P¹⁾——一般的に認められた会計原則——に従うかもしれない

し、あるいはそうではないかもしれない、

(B)過去に関係するかもしれないし、あるいは将来に関係するかもしれない、また、

(C)監査されるかもしれないし、あるいは監査されないかもしれない)。

(3) 一般的目的の報告。(各会計年度に、法人会社は、会社法によって必要なひとつの一般的目的の年次報告を公表するかもしれない)。

(A)準備者の選択、たとえば会社の経営管理者と取締役会は会計手続きと開示を選択する；すなわち、

a. 租税支払いの延期、

b. 法について最小限の承諾、

c. 会社の取締役会による報奨金制度あるいは経営管理の評価は損益計算書の数値、たとえば売上総利益、純利益あるいは他に基づく。

(B)使用者の選択、たとえば債権者、将来の債権者あるいは株主は自らの必要を部分的に、あるいは準備者またその支配のもとで、より多くまかなわれる；すなわち、

a. 組織——会社等——の外部の使用者による経営管理の評価、たとえば債権者。

b. 現金収支予測、すなわちある人々が将来、生じるであろう現金の収支——あるいは営業からの資金——を見積りによって、企業の現在価値あるいは企業の価値を確かめようとするところの予測。この目的に基づく財務諸表は予測しようとする人々を助ける。

多くの会社は毎年的一般的目的報告のために、一つの目的に、単に頼るのではなく、より多くの目的に依存する。いかなる目的を準備者が採用しているかを確かめるために、注意深く、会社の財務諸表を読むことが必要である。時として、目的は明らかでなく、潜在的投資者は、それゆえに投

資を考慮する前に、疑問を呈することになる。目的の選択は組織の損益計算書や貸借対照表に、たとえば租税延期のような影響を与えるために重要である（P. 117参照）。

上の目的の彼の説明をみる。(1)内部統制について→どの型の組織が財務会計の唯一の目的として内部統制をもつであろうか。慈善事業は業務を記録するために、この目的に合う組織である。また、この目的はどのような組織にも関連している（P. 176参照）。(2)特殊目的の報告について→(A)に関しては、取引によっては、GAAPが強制的にかかわる場合がある。このような環境下では、それらはGAAPに従わざるをえない。そうであるかいは、そこにある会計事実次第である（P. 177参照）。(B)は過去——歴史的な原価会計——のあるいは将来——取替原価会計等——に役立つ財務報告が求められ、それが目的となる。(C)は、たとえば企業の内部者の誰かに、3か月に一度、何らかの目的で作成する財務諸表は監査を必要としない。しかし、特殊目的で財務諸表を作成すれば、一般的には監査は必要である。(3)一般的目的の報告について→これは2つに分れる。(A)が準備者——企業の内部者、つまり経営者等——の観点と、(B)が使用者——企業の外部者、つまり投資者等——の観点である。(A)のaについて、ローゼンは「多くのカナダの会社は私的会社²⁾の範ちゅうに入る。結果として、会計の最も普通の目的は租税延期である」（P. 178）と、のべている。たとえば、受取時期・決算時期が来ていまだ入金されていない受取利息をGAAPで、発生主義によって計上していたが、税務上、私的会社ゆえに現金主義で認識しなおしたりすると、租税延期の問題がおこる（P. 174参照）。このようなことが財務諸表の準備者の目的となるというのである。(A)のbに関しては、公募会社³⁾はこの承諾的目的をトップに位置づける。公募会社における準備者の目的は法律の最小限の必要性の承諾である。公募会社は次の法に従わね

ばならないであろう。①カナダの連邦会社法，あるいは州や準州の類似の法，②有価証券法，③監査のためのG A A P (PP. 178—179参照)。(A)のCに関しては，組織の目的は，一般的に利潤追求であり，準備者である経営管理者はこの報奨金(Bonus)のために業績の開示を求める。経営管理の評価には，損益計算書の開示が求められる。これらが準備者にとっての目的となる(PP. 180—181参照)。(B)のaに関しては，これは外務者による経営管理の評価であり，企業が外部者へ財務諸表を報告する目的である。大企業においては，企業の運営にかかわらない多くの所有者，つまり株主が存在する。また，他に債権者なども存在する。彼らは外部者であり，企業の中で，何が起っているかを知るために，経営管理者からの報告に頼らねばならない(PP. 182—183参照)。(B)のbに関しては，これは投資者あるいは潜在的投資者に役立つ。投資者が企業からの現金収支，資金を予測することは明らかである。これは財務諸表の使用者にとっての目的となる(PP. 186参照)。

(1)，(2)，(3)とローゼンの会計の目的を見てきたが，次のように，全体的にまとめることが出来よう。組織によって，その目的観は異なる。会計目的は状況に合うように適用される。企業は一つの目的だけでなく，他の目的にもかかわりをもつ。租税の延期支払いは目的の中で，最も重要である(P. 176参照)。(1)は会計の正確性，信頼性つまり内部統制を目的としてあげている。(2)は，財務諸表はなんらかの目的のために作成されるが，その特殊な作成目的をあげている。その場合，それらは，たとえば結果的に，G A A Pに従うかもしれないし，あるいはそうではないかもしれない。(3)は企業と関連している主体，つまり利害関係者のそれぞれの立場からの目的観である。そして，これらの目的観は利害関係者の意思決定に役に立つ。

注

- 1) G A A Pとは、一般に認められた会計原則といわれ、企業会計理論上の原則である。一般的に、税法上特別の規定がない時は、この原則に従うことになる。
- 2), 3) 私的会社は Private Company といわれ、わが国の有限会社に相当し、中小企業であり、閉鎖的会社である。公募会社は Public Company といわれ、わが国の株式会社に相当する。日本開発銀行設備投資研究所編、「実例研究・海外の企業会計」, 日本経済新聞社, 昭和50年, P. 145参照。

2. 収益認識

収益をいつ認識するかは損益計算にとって重要である。また、カナダでも、収益について、税効果会計が認められている。それが租税延期支払いと関連し、さらにはこれを会計目的として、かかげることにもなる。ローゼンは収益認識について、その必要性を以下のようにのべている(P. 201参照)。

- (1) 租税目的のために、あるいは会計の一般的目的のために、収益認識について、現金主義、のみならず発生主義的収益認識が考えられてよい。各種の収益認識政策が必要である。
- (2) 多数の異なる目的や状況の事実の存在のために、G A A Pは収益認識について、多くの方法の使用をゆるしている。法律あるいは強制——法律に類するもの——は、相対的に、収益認識方法について沈黙あるいは存在しない。
- (3) 収益認識政策の使用についての首尾一貫性が必要である。

各種の収益認識政策が考えられる。収益認識は法に細かい規定がないために、G A A Pに主に、従うことになる。企業はそれを有利なように用いる。企業はそれをその目的にそって用いる。収益認識の使用にあたっては、一度採用した方法は他の類似の方法に変更してはならない。

さて、一般的収益認識は次のようになる（PP. 207—216参照）。

- (1) 用役が提供され、また現金がすぐ、あるいはその後直ちに受けとられた。
- (2) 契約が収益を決定するのに関係し、また工事が長期間にわたって行なわれ、しかも期待原価が見積りに接近している（一例は原価を合理的に予測出来る大きな事務所のタワーを建てている建設会社である）。
- (3) 契約が収益を決定するのに関係し、また工事は、原価が容易に見積られない状況下で、長期間にわたってなされる（一例はある予測価額でトンネルをつくっている建設会社である。しかし、トンネルの工事価額は予期せぬ事故、たとえば陥没によって変動する。これは見積り困難な価額に対して用いられる）。
- (4) 用役あるいは製品は消費者に供給されるが、現金は1会計年度以上にわたって支払われる。
- (5) 用役あるいは製品の大部分は消費者に供給されたが、他の用役が、なお供給されねばならない（製品に対して保証がなされている場合である）。
- (6) 消費者は長期間にわたって支払う。しかし、不正確さが現金受け取りについて存在する。

(1)用役（例えば、理髪代等）については、サービスが提供され、代価が受領された段階で収益を認識する。(2)は工事進行基準である。工事が進行するにつれて、収益と費用を認識する。これは発生主義的収益認識に属する。この基準は収益数値の誤りについて、また工事の完成原価について、正確に見積られる時、用いられる。(3)は工事完成基準である。工事が完成してはじめて収益と費用を認識する。これは販売基準である。この基準は収益と費用のどちらか、あるいは両方について、その誤りに関して、正確

に見積ることが困難な時、用いられる。(2)と(3)を会計の目的からみれば、報奨金目的は(2)、租税延期目的は(3)となる。(4)コンビニエンス・ストアの販売権の分割売買がこれにあたる。本部会社が5年間有効の販売権を、一括では、50,000ドルで、分割では、1年間当り10,000ドルで売買するとする。5年間有効の販売権はすべて相手方に渡し、分割の1年分を受け取った。収益は50,000ドルか、10,000ドルか。販売条件が確実に整っているとしても、収益は安全性のうえからも、金額が大きい時は10,000ドルが適切である。(5)保証期間がついた製品等の売買である。次のような認識基準が考えられる。(イ)誰かが製品を買う時、収益を計上する。→保証費用が少額である時、適当である。これは租税延期目的に適さない。(ロ)保証期間が満了する時、収益を計上する。→保証費用の支出が、保証期間の始めに生じると適さない。これは所得報奨金計画目的のためには、適切でない。(ハ)誰かが製品を買う時、収益を計上する。→保証費用が多額に生じ、その見積りが正確である時に適する。(6)は割賦販売である。2つの方法がある。(イ)いわゆる回収基準である。企業の安全性と結びついて、このような基準が生じた。(ロ)引渡基準である。顧客を信用するならば、この方法が用いられるべきである。安全性のためには、引当金を設定すればよい。しかし、引当金の額が過大になる時には、この方法は認めるべきでない。

以上、ローゼンの説明する収益認識を見てきた。その特徴は次のようなところにある。収益認識が彼の目的観と関連させてのべられている。財務諸表の利用者の意思決定のためには、何よりも収益認識が重要である。法律、GAAPは収益認識について、細部まで、つまりこまかい所まで規定していない。収益が生じる時、その状況の事実にあうように、すなわち現実的に、企業の安全性を考えて、処理をせねばならない。また、一度採用した収益認識は継続して用いられねばならない。

3. 財務会計の諸概念

会計法規またG A A Pにおける規定は会計諸概念に基づいている。会計処理は会計法規またG A A P等によってなされる。われわれは基本的概念を理解しておく必要がある。ここでは、12の基本的諸概念が取りあげられる (P. 236参照)。

(1) 企業実体 (Entity) (PP. 236—238参照)

財務会計において、企業実体は(a)株式会社あるいは法人企業、(b)個人企業、(c)組合、合名・合資会社、(d)協同組合、(e)慈善事業、(f)従業員の組合、(g)会社の分割、あるいは同様な組織である。企業実体は各種の組織体をいう。会計処理は実体別に行なわれる。

(2) 測定単位 (Unit of Measure) (PP. 238—239参照)

会計士は、測定するためにドル (あるいは、国々の通貨) を用いる。二つの欠点がある。一つは、資産、負債はインフレーションやデフレーションの影響を受けるということである。二つは、ドルで表現出来ない価値、たとえば人間の価値また顧客忠実度 (お客がくり返し特定の会社の製品を買うこと) 等の価値があるということである。

(3) 独立企業の立場 (Arm's-Length Status) (PP. 239—240参照)

これは独立企業間で取引する価格を問題にした概念である。2社の独立企業間で、所得税の節約あるいは脱税目的で、話し合って、取引価格を調整したりすることである。これは租税、利害関係者に多大の影響を与えることになる。企業は独立したものであり、公正な取引をせねばならない。

(4) 原価 (Cost) (PP. 240—242参照)

原価は、一般的に歴史的な原価で記録される。しかし、例外もある。受取勘定は原価プラス利潤であり、純実現可能価値である。また、原価に算入

すべきか否か、同じ項目であっても異なる原価がある。たとえば、支払利息は、一般的には期間費用であるが、特定資産にかかわる部分はその原価にふくめられうる。原価は特殊な状況にあうように仕立てられなければならない。

(5) 客観性 (Objectivity) (PP. 242参照)

基本的客観性思考は会計測定における確実性と変化の回避である。しかし、それは、われわれが特殊な判断を形づくるのに必要な数値ではないかもしれない。また、会計測定における数値は、それを処理する人によって微妙に異なるものである。われわれが客観性という語句を聞くとき、定義を確かめる必要がある。

(6) 対応 (Matching) (PP. 243—244参照)

対応には、いくつかの実践的形態がある。①年間基準に基づく対応、②資産あるいは契約あるいは賃貸の有効年数にわたる対応、③会社の継続年数にわたる対応。一般的なものは①の年間基準に基づく対応である。

(7) 収益認識・実現 (Revenue Recognition・Realization) (PP. 244—245参照)

収益認識は収益をいつ記録するか、しないかの問題である。それは収益のみに関連する。しかし、実現はすべての利得と損失プラス収益認識をふくむものである。

(8) 首尾一貫性・比較可能性 (Consistency・Comparability) (PP. 245—248参照)

首尾一貫性は数会計期間にわたって、会計政策を同一会社で用いることである。首尾一貫性を変えざるを得ないことがある。すなわち、それは①会計事実が変わる時、②他の会計政策の方が特殊目的をよりよく表現出来る時である。比較可能性は、首尾一貫性が保たれている時に、同一会社間

における他期間との比較，また他会社との比較に役立つ。

(9) 継続性・継続企業 (Continuity・Going Concern) (PP. 248—249参照)

両者は同じ意味で用いられている。資産，たとえば建物が耐用年数期間にわたって，減価償却される場合，その論理的基礎はなんであろうか。われわれは，企業がその期間にわたって，存在しつづけるであろうこと，また資産がその期間にわたって，効率的に使用されるであろうことを想定せねばならない。これが継続性・継続企業概念である。

(10) 開示対測定 (Disclosure versus Measurement) (PP. 249—250参照)

これらは次のような意味に用いられる。開示とは，財務諸表だけでなく，注記までふくめて公表することをいう。注記の開示は利害関係者に役立つことが多い。測定は会計上の数値を決定することをいう。たとえば，それは課税可能所得の数値，損益計算上の数値に基づく報奨金の決定等である。

(11) 重要性 (Materiality) (PP. 250—251参照)

会計士また他の専門家が財務上の判断をするに際しては，重要性が，常にかかわっている。重要性や開示は金額について，主になされる。これらの取り扱いの判断基準は財務諸表の使用者の意思決定に，それらがどのようにかかわっているかによる。判断基準は統一化されたものではなく，各専門家によって異なる。

(12) 保守主義 (Conservatism) (PP. 251—252参照)

保守主義は，時に予想の利益は計上しないが，すべての見積られる損失は計上するとして説明される。これは1929年の不況期に認められるようになった。棚卸資産の評価切り下げはその例である。しかし，これらの評価切り下げは，次年度において，棚卸資産の販売価格が一定とすれば，利益を増大させることになる。保守主義の適用は慎重であらねばならない。

以上がローゼンの財務会計の諸概念である。原文は長文の部分もあるが，

要約した。その特徴としては、①これらは、いわゆる一般原則というよりも、会計公準論に属するものである、②意思決定者の判断に役立つ視点から、これらの諸概念は選ばれ、説明されている、③これらの概念は会計の一つの特殊目的への特殊化であり、たとえば租税延期目的のために存在する財務会計の概念を説明するものである、等をあげることができる。

4. 現在価値会計と価格水準についての再表示

先にIVで、現在価値会計と価格水準についての再表示を見たが、本質的には同じものである。ここでは、2つの計算方法、すなわち現在原価会計と一般価格水準再修正会計の計算方法の例題、また2つの計算方法における資本維持と資産評価の関連が取りあげられている。そこで、ここではこれらを簡単に概説し、またローゼンがこの章の最後に要約としてまとめた部分をみとめることにする（PP. 552—577参照）。

一般価格水準再修正会計は、修正のための指数としては消費者物価指数を用いる。貸借対照表の項目は貨幣的項目と非貨幣的項目とに分ける。分類は、契約によって金額が固定化されているものは前者に、他は後者に入る。前者には、受取勘定、支払勘定、社債などが、後者には、土地、建物、資本勘定が属する。貨幣的項目には、ドルの購買力損益額が、非貨幣的項目には、資本修正額が生じる。損益計算書の項目もそれぞれ消費者物価指数が用いられ、修正される。これは資産評価・資本維持に対して、一般的価格水準再修正が適用された場合である。

現在原価会計は財務諸表の個々の項目ごとに、原則として修正する。取替修正額は購入市場価格、たとえば再生産原価、取替原価、割引将来現金原価、また販売市場価格、たとえば純実現可能価値、割引将来受取価額に基づいて求められる。これらは財務諸表の項目の性質によって使い分けさ

れる。非貨幣的資産項目ごとにおける取替原価マイナス歴史的原価の差額は資本の維持対象額——貨幣資本あるいは営業能力資本に基づく額——によって、資本修正額あるいは購買力損益として計上される。貨幣的項目にも可能であれば、取替原価が用いられ、その場合の差額は、一般的に購買力損益として処理されるが、資本修正額として処理される場合もある。

資本維持と資産評価については、IVで例題をあげて見ているので、ここでは省略する。

ローゼンの現在原価会計と一般価格水準再修正会計の“要約”を直訳して示し、これをもって本節をしめくくることにしたい。「歴史的原価測定組織についての代替法の2つの型——一般的価格水準再修正会計（GPL）と現在原価会計（CAV）——は、この章で簡潔に紹介され、また説明された。個々の商品の価格が、急激に動いている、あるいは一般的インフレーションの傾向が生じている環境においては、これらの“代替方法”は追加的有益な観点を提供する。GPLは後者の（インフレーション）状況のために適用し、CAVは前者の場合に用いる。費用・便益手段における開示を見る時、われわれは、追加的測定が他で手に入らない情報を提供し、あるいは現在の会計のもとで、うまく役立たされていない目的をなしとげることを手助けする場合に、追加的測定が、たぶん報告されるであろう、ということを知る。ある人々は、GPLの拡大せる使用が連邦政府への圧力となり、また租税組織におけるインフレーションの結果について大なる認識をもたらすようになる、ことを望んでいる。

歴史的原価のGPL再修正は一般的インフレーションの傾向に対する、単に会計的返答であり、資産と負債の価格における個々の変動を反映しようとするものではない。多くの人々は、歴史的原価財務諸表から見積られ得ない情報を、GPLが提供するかどうかについて疑問を持っている。G

PLに基づく損益計算書は純貨幣負債あるいは資産を保有することから生じる一般的購買力上の利得あるいは損失を示す。これは巨大な貨幣的残高をもつ銀行あるいは他の会社のために有益な情報であろう。しかしながら、それは注意深く使用されねばならない。再修正のために一つの一般的価格指数を選択するが、指数の種類によっては、GPLは異なる状況を部分的に同じように見せる場合がある。

CAV財務諸表は多くの型をとり得るが、基本は純資産評価と資本維持のために選ばれるところのものに依存する。CAV代替法が、経営管理会計組織に使用される時、歴史的原価計算の結果と異なる方法で、経営者に動機づけをする。たとえば、取替原価的純資産評価は、棚卸資産を販売するに先だって、それを上手く購入しようと考えている会社（卸売業あるいは製造業）の個々の分離する購買機能と販売機能を助ける。この分離は幹部経営管理者による判断を査定しようとする人々を助ける。二つあるいはそれ以上の現在価値数値は予見において助けになる。現在の投資上の報酬は純資産と資本維持測定を必要とし、また異なる組み合わせは営業の関連ある利益性を判断する際に、投資者を助ける。

CAVはいわゆる歴史的原価会計よりも大なる見積りを必要とする。カナダでは、現在この概念は、準備者また使用者の多くのグループにはよく理解されていない。有効な市場仮説の一つを信じる人々で、ある投資者にとっては、CAVはいまだ知られない付加的情報ではないかもしれない。多くの投資者は外部の財務諸表を源にもっている。

この章から引き出される主題は、異なる各々の測定がその場所におさまるということである。準備者あるいは使用者としてのわれわれの役割りは、これらの測定組織を用いたり、また解説したりすることである。歴史的原価数値は、ドルの購買力(インフレーション)が下降している時、また個々

の商品が変動している時、明らかに限界を持っている。唯一の代替法はすべての準備者あるいは使用者には合わないであろう」(PP. 578—579)。

VI おわりに

以上、ローゼン教授の会計理論をみてきた。ここで、各節でのべたことを簡単に総括し、問題点と特徴を指摘してむすびとしたい。

IIの取替価値会計では、特に取替原価会計と取替価値会計とは異なるということを指摘している。取替価値会計は企業が現在保有している資産と同一の取替えが想定され、取替価値会計は現在保有しているものよりもよい生産能力をもつ資産への取替えが想定される。前者は現在志向的な価値概念であるのに対して、後者は将来の技術革新を取り入れた将来志向的価値概念である。継続性概念は現在も、将来も企業が存続していくということである。企業の継続は純粹の歴史的な原価会計では、資金が不足し出来ない。この意味では、取替原価会計、取替価値会計は利点を有する。しかし、特に取替原価価値論では、将来の技術革新までも取り入れた資本維持が考えられている。一定の制限がそれについて必要である。無制限だと、株主も納得しないであろう。取替原価会計では、実践上特殊価格指数が用いられる。この指数は産出から分離された価格がもともになるだけに、対象資産に全く変化がなければ問題ないが、変化があった場合の指数作成の判断は慎重にやらざるを得ないであろう。また、これらの会計は多くの労力と、経費がかかることも問題点であろう。

IIIの受託管理会計と操作会計との矛盾については、両者の間には、真の矛盾は存在しないということをのべている。会計は意思決定目的のための情報を提供するシステムである。意思決定者は企業の経営者（内部者）か

所有者（外部者）である。操作会計は経営者のための会計であり、受託管理会計は所有者のための会計である。両者は矛盾しないが、操作会計の方がすぐれているとする。操作会計は販売予測、費用予算、資本予算、標準原価、責任会計制度で予測計算を行ない、出来事が生じた後で、予測計算から生じる相違は計算され、また調査される。以上が彼の見解である。受託管理会計、つまり歴史的な原価会計が過去取引計算の積み重ねで作成されるのに対して、操作会計は過去取引を基にして、予測計算を会計システムの中に取り入れようとする会計である。これ以上の操作会計の説明がなく、また計算構造の説明もないので、明らかには分らない。ただ、会計システムの中に、予測計算を取り入れたとしても、計算数値の確実性が高くなければ、余り意味がないであろう。また、予測計算から生じる相違は、後で計算しなおされるとしているが、歴史的な原価によるのか、時価によるのかも明らかでない。

Ⅳの現在価値会計と価格水準についての再表示では、(1)ローゼンによる会計方針の提案、(2)測定基礎、をみている。ここでは、8つの提案がなされた。要点は、各種の現在価値が、各資産評価において必要であり、それらの会計数値が財務諸表報告の中に含まれるべきであり、また株主資本の測定には、一般的価格水準変動が用いられてよい、とする。この提案は1971年になされた。カナダでは、1975年まで、主に一般的価格水準変動会計が説かれている。1976年からローゼン教授と同じ考えが見られるようになり、1982年にCICAにより公表されたハンドブックでは、大筋において彼の考え方と同じ方向が示されている。この点では、本書は大変意義ある著書である。測定基礎には、多元的評価が用いられ、資本維持には一般的価格水準がとられる。このようにすることが経営者の意思決定にも役立ち、また株主をも満足させるというのである。一般的には、貸借対照表の借方側

のみを、資本維持論としては取りあげる。なぜ、貸方側の株主資本を取りあげねばならないのか、さらには債権者の持分についてはどうなのか等の問題点があろう。

Vの会計：意思決定的接近では、(1)会計の諸目的、(2)収益認識、(3)財務会計の諸概念、(4)現在原価会計と一般価格水準についての再表示を取りあげている。(1)では、ローゼン教授流の会計目的がのべられている。すなわち、それは①内部統制目的の報告、②特殊目的の報告、③一般的目的の報告、である。一般的には、分配可能利益算定目的、財政状態表示目的が言われるが、それらより広い見方で、1978年に公表されたFASBの“営利企業の財務報告の基本目的”に近い。ただ、上の①を1つの目的観として、取りあげるのはいかがでしょうかと思われる。(2)では、収益認識がのべられている。これは通説とそうかわるものではないが、法やGAAPに規定されていない収益認識をどうすべきか、飛行機製造業を例にあげて、細部にわたって検討し、4つの条件をみたす時に、収益は計上されるとしている。これはローゼン教授の独自の考えを示したものであるが、これは実務の積み重ねによって解決されるものであろう。(3)では、財務会計の諸概念として、12の概念が取りあげられている。これはいわゆる公準論としてのべられたものであり、意思決定者の最小の特定目的に必要な諸概念をのべている。しかし、内容的に、広範囲にわたっているように思われるので、もう少し、項目をしぼり込んでもよいように思われる。最後の(4)についてはII、III、IVで関連して、指摘しているので、ここでは省略する。